

大学共同利用機関法人人間文化研究機構ハラスメント防止等に関する規程

平成21年 7月 7日
規程第121号

一部改正 平成21年 9月 9日

一部改正 令和 2年 9月14日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則(平成16年4月1日)第28条の規定に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構(以下「機構」という。)及び機構が設置する国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所及び国立民族学博物館(以下「各機関」という。)におけるハラスメントによる人権侵害の防止等の措置に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、ハラスメントとは次に掲げる言動をいう。

イ セクシュアル・ハラスメント

機構の役職員及び各機関の職員(以下「職員等」という。)が行う他の職員等並びに機構及び各機関の業務に直接関係のある者(以下「関係者」という。)を不快にさせる性的な言動

ロ パワーハラスメントその他のハラスメント

イに掲げる言動のほか、職員等が職務上の地位又は権限を不当に利用するなどにより他の職員等及び関係者に迷惑を及ぼす不適切な言動

(苦情の申し立て等)

第3条 職員等及び関係者は、ハラスメントを受けたと思料する場合には、この規程に基づき、相談及び苦情申立てをすることができる。

2 機構及び各機関は、職員等及び関係者が前項の相談及び苦情申立てを行ったこと又は当該相談及び苦情申立てへの対応に協力した際、事実を述べたことを理由として、当該職員等及び関係者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

第2章 ハラスメント防止委員会

(委員会の設置)

第4条 機構及び各機関にハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 防止委員会は、問題解決のため、必要に応じて次に掲げる委員会を置くことができる。

(1) 調停委員会

(2) 調査委員会

3 調査委員会は防止委員会の決定により、調停委員会を兼ねることができる。

(防止委員会の任務)

第5条 防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止等の啓発及び研修に関すること。
- (2) ハラスメントの防止対策に関すること。
- (3) ハラスメントに関する苦情を受け付け問題解決のため必要な措置を講ずること。
- (4) 相談員との連携に関すること。
- (5) その他ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項

2 防止委員会がハラスメントの事案について結論を出した場合は、機構の防止委員会は機構長に、各機関の防止委員会は各機関の長に、それぞれ報告するものとする。

(防止委員会の組織)

第6条 機構の防止委員会（以下「機構委員会」という。）は、機構長が任命する次の委員をもって組織する。

- (1) 機構長が指名する理事
- (2) 総務課長
- (3) 有識者 若干名
- (4) 機構の事務系職員2名（うち1名は女性とする。）

2 前項第4号の委員は、機構の事業場職員過半数代表者の推薦によるものとする。

3 第1項第1号及び第2号に規定する委員を除き、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 各機関に設置する防止委員会の組織は、各機関の長が別に定める。

(防止委員会の議事運営)

第7条 機構委員会に委員長（以下「機構防止委員長」という。）を置き、機構防止委員長は機構長が指名する。

2 機構防止委員長に事故あるときは、機構防止委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

3 機構防止委員長は、機構委員会を招集し、その議長となる。

4 機構委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

5 機構委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、機構防止委員長の決するところによる。

6 機構防止委員長は、必要と認めるときは、機構委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求めることができる。

7 各機関に置く防止委員会の議事運営については、各機関の長が別に定める。

第3章 相談員

(相談員の設置)

第8条 機構及び各機関に相談員を置く。

- 2 機構に置く相談員は、次に定めるところにより機構委員会が選考し、機構長が任命する。
 - (1) 機構の事務系職員の中から2名（うち1名は女性とする。）
 - (2) ハラスメントについて専門的な知識を有する機構外の者若干名（女性を含む。）
- 3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 相談員の氏名、所属、連絡用電話番号、ファックス及び電子メールアドレスなどを機構内の掲示板に公示するものとする。
- 5 相談員は、防止委員会の委員及び防止委員会の下に設置される各種委員会の委員を兼務してはならない。
- 6 各機関における相談員の設置については、各機関の長が別に定める。

(相談の受付)

第9条 職員等及び関係者は、ハラスメントに関し、相談員に相談することができる。

- 2 相談は、面談、手紙、電話、ファックス及び電子メールのいずれでも受け付けるものとする。

(相談員の任務)

第10条 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメントに関する相談
- (2) 苦情申立ての手續に関する相談
- 2 相談員は、相談者のために医療的対応が必要な場合又は専門的カウンセリングが必要と思われる場合には、機構又は各機関が別に定める者に連絡する。
- 3 相談員は、ハラスメントについて相談があった事実、当事者の意向等について記録に残し、その概要を相談者が所属する機構又は各機関の防止委員会（以下「当該委員会」という。）に報告する。
- 4 相談員は、毎月の相談状況について、当該委員会に報告する。
- 5 ハラスメントの防止・対策に関し、当該委員会と連携を図る。

(遵守事項)

第11条 相談員は、任務を遂行するに当たり次の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- (1) 当事者の名誉、プライバシー等の人格権を侵害することのないよう慎重に対処する。
- (2) 相談にあたっては、相談者の同意を得た上で、原則として複数の相談員で対応する。その際には必ず相談者と同性の相談員を含めるものとする。
- (3) 機構等のシステムを十分に説明し、相談者が熟慮した上で自ら解決方法を選択することができるよう支援する。
- (4) 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押しつけることのないよう留意する。
- (5) 被害者に対する救済及び対応策を講じる際には、ハラスメントに当たる言動を行ってはならない。
- (6) 相談に係る記録の管理は厳重に行い、外部に流出しないよう細心の注意を払う。なお、記録にあたっては、当事者の氏名は匿名とする。

第4章 調整手続

(苦情申立て)

第12条 ハラスメントを受けたと思料した者又はその関係者（以下「被害者等」という。）は、防止委員会に苦情申立てをすることができる。

(調整手続)

第13条 防止委員会の委員長（以下「防止委員長」という。）は、苦情申立てを受けた場合は、この章の定めるところにより、調整手続を進める。

(調整委員の設置)

第14条 機構防止委員長は、機構委員会委員の中から若干名の調整委員（以下「機構調整委員」という。）を指名する。

- 2 機構防止委員長は、機構調整委員の指名にあたっては、女性の委員を加えるほか、苦情申立ての相手方が所属する組織の事情等を配慮しなければならない。
- 3 各機関における調整委員の設置については、各機関の長が別に定める。

(調整委員の任務)

第15条 調整委員は、防止委員長の命を受け、速やかに次に掲げる事項を行い、その結果を防止委員長に報告する。

- (1) どの方法が問題解決のために最も適切かを被害者等と話し合う。
- (2) 手続の決定のために必要がある場合には、関係者から事情聴取する等、申立ての受理・不受理及び手続の選択の判断に必要な範囲で事実関係を確認する。
- 2 調整委員は調整手続の過程において、被害者等の抑圧又は事実の揉み消しをしてはならない。これらに反する扱いがなされたときには、被害者等は当該委員の交替の請求又は調整手続の打切りの申出をすることができる。

(調整段階での決定・受理・不受理・和解)

第16条 防止委員長は、前条第1項の報告を踏まえて調整委員と協議し、次に掲げる措置をとる。

- (1) 苦情を受理することが明らかに不相当と認められる場合には、その旨の決定をし、理由を付した文書を交付して被害者等及び苦情申し立ての相手方（以下「当事者」という。）に通知する。
- (2) 受理することが妥当と判断した場合には、速やかに防止委員会を開催し、当該事案に適切な手続を開始する。
- (3) 当事者の合意があり、妥当と判断した場合には、和解で調整手続を終了させることができる。ただし、懲戒に付すべき重大な事案については、和解で終了させてはならない。
- 2 被害者等は、前項第1号の決定に不服があるときは、2週間以内に理由を付して防止委員会に不服申立てをすることができる。

(防止委員会への報告・不服申立て・手続の進行)

第17条 防止委員長は、防止委員会に、調整手続の結果を報告する。

- 2 防止委員会は、不受理決定に対する不服申立てがあった場合、不服申立ての妥当性について審議し、その結果を速やかに文書で当事者に通知しなければならない。
- 3 不服申立てに理由がないとの決定に対する不服申立ては認めない。
- 4 防止委員会は、不服申立てに理由があると判断した場合には、速やかに苦情申立てを受理し、被害者等と協議して調整手続を進めなければならない。

第5章 調停

(調停委員会の設置)

第18条 機構委員会は、ハラスメントに関して調停手続の開始を決定したときは、速やかに当該案件に係る調停委員会を設置しなければならない。

- 2 機構委員会に設置する調停委員会（以下「機構調停委員会」という。）の委員は、機構委員会委員の中から防止委員長が指名する3名の委員をもって構成する。ただし、少なくとも1名は女性を含めなければならない。
- 3 機構調停委員会に委員長（以下「調停委員長」という。）を置き、調停委員長は防止委員長が指名する。
- 4 機構調停委員会は調停委員長が責任者となって調停の進行を統括する。
- 5 各機関の調停委員会の設置については、各機関の長が別に定める。

(調停の手続)

第19条 調停は、次の手続に従って行う。

- (1) 調停委員会は、速やかに調停の日時及び場所を決め、当事者に通知する。
- (2) 当事者は、調停に際して付添人（職員等以外の者も可）を1名付けることができる。
- 2 調停委員会は、必要と認める場合には、調停前及び調停中の措置として、苦情申立ての相手方その他関係人に対して、調停の実現を不能にし、又は著しく困難にするおそれのある行為の停止・排除を命じることができる。

(調停進行上の注意義務)

第20条 調停委員会及び調停委員会委員（以下「調停委員」という。）は、調停を進めるにあたっては、次に定める事項に注意しなければならない。

- (1) 当事者がハラスメントについての認識を深めることを基本とし、当事者の主体的な話し合いが円滑に進むように努める。
- (2) 調停の進行状況及び諸般の事情を考慮して、調停案を当事者に提示することができる。なお、この調停案の受諾については、当事者が自由意思で決定するものであり、調停委員会が強制してはならない。
- (3) 調停にあたっては、被害者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行ってはならない。

- (4) 申し立てられた側の「同意があった」旨の抗弁があった場合、その有無についての証明責任を申立人に負わせてはならない。

(調停委員の交替又は調停打切りの申出)

第21条 前条各号のいずれかに違反する行為があった場合、当事者は、調停委員会に対して当該調停委員の交替又は調停の打切りを申し出ることができる。

- 2 前項の調停委員の交替の申出があったとき、防止委員会は、直ちに委員の中から補充の調停委員を選出しなければならない。

(調停の終了)

第22条 調停は、次の各号に定める場合に終了するものとする。

- (1)当事者間で合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき。
(2)当事者が、前条第1項に規定する調停の打切りを申し出たとき。
(3)調停委員会が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。

- 2 前項第2号及び第3号による調停の終了は、必要な手続の要請を妨げない。

- 3 調停が終了した場合には、調停委員会は直ちに防止委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

第6章 調査

(調査委員会の設置)

第23条 防止委員会は、ハラスメントの事実関係を調査する必要があると認めるときは、調査委員会を設置する。

(調査委員会の任務)

第24条 調査委員会は、防止委員会からの付託を受けて、当事者及び必要な関係者から事情を聴取するなど、ハラスメントの事実関係を調査し、付託を受けた日から2か月以内に、その結果を防止委員会に報告しなければならない。ただし、2か月以内に調査が完了しないときは、防止委員会の承認を得て、調査期間を延長することができる。

(調査委員会の構成)

第25条 機構委員会に設置する調査委員会（以下「機構調査委員会」という。）は、機構委員会が選考し機構長が任命する次の委員（以下「調査委員」という。）をもって構成することとし、女性委員が複数加わるよう配慮しなければならない。

- (1) 機構委員会の委員の役職員 2名（ただし、原則として、苦情申立ての相手方の関係者等以外から選出するものとする。）

- (2) 有識者 若干名

- (3) 事務系職員 2名

- 2 委員の任期は、当該事案に関する機構調査委員会の任務が終了するまでとする。

- 3 委員は、複数の事案の調査委員会の委員を兼任することを妨げない。
- 4 各機関に設置する調査委員会の構成は各機関の長が別に定める。

(調査委員会の議事運営)

第26条 機構調査委員会に委員長（以下「調査委員長」という。）を置き、調査委員長は機構防止委員長が指名する。

- 2 調査委員長に事故があるときは、調査委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。
- 3 調査委員長は、機構調査委員会を招集し議長となる。
- 4 機構調査委員会は委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。
- 5 機構調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、調査委員長の決するところによる。
- 6 調査委員長は、必要があると認めるときは、機構調査委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 各機関に設置する調査委員会の議事運営については、各機関の長が別に定める。

(調査にあたっての注意義務)

第27条 調査委員会及び調査委員は、調査に際して、被害者の抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行ってはならない。

(委員の交替又は調査の打ち切りの申出)

第28条 前条に違反する行為があった場合、被害者等は防止委員会に対して、調査委員の交替又は調査の打ち切りを申し出ることができる。

- 2 前項の申出の事実があったと認めたときは、防止委員会は被害者等と協議し、適切な措置を講じなければならない。

(調査の終了)

第29条 調査は次の各号の場合に終了する。

- (1) 調査委員会の調査が終了したとき。
 - (2) 被害者等が、調査の途中で、前条第1項に規定する調査の打ち切りを申し出たとき。
 - (3) 防止委員会は、所定の期間内に調査が完了する見込みがないと認めたときは、調査委員会に調査を終了させることができる。
- 2 調査が終了した場合には、調査委員会は直ちに防止委員会に経過及び結果を報告しなければならない。

(調査結果に対する不服申立て)

第30条 防止委員会は、調査委員会の報告に基づいて結論を出したときには、速やかに、当事者に文書を交付して説明しなければならない。

- 2 当事者は、前項の説明を受け、不服があるときは、2週間以内に理由を付して防止委員会

に不服申立てをすることができる。

- 3 防止委員会は、前項の不服申立てに理由がないと認められる場合は、その不服申立てを受理しないことができる。なお、この決定に対する不服申立ては認めない。
- 4 防止委員会は、第2項の不服申立てに理由があると認められる場合で、必要があるときには、再度調査委員会を設置し、原則として1か月以内に再調査を行い、その結論を当事者に伝える。この場合の手続は、第27条から前条までの規定によるものとする。なお、この再度の調査結果に対する不服申立ては認めないものとする。

(報告)

第31条 防止委員会は、前条の手続を経て、当該事案について結論を出したときは、機構の防止委員会は機構長に、各機関の防止委員会は各機関の長にそれぞれ報告するものとする。

第7章 注意

(注意)

第32条 防止委員会は注意の必要があると判断した場合には、苦情申立ての相手方に対し、必要な注意を行う。

- 2 前項の注意は、防止委員会委員の立会いの下、防止委員長から直接苦情申立ての相手方に文書を手渡すことにより行う。
- 3 防止委員会は、明らかに懲戒に相当する事案については、注意によらず、機構の防止委員会は機構長へ、各機関の防止委員会は機関の長へそれぞれ報告しなければならない。
- 4 この章の注意措置は、機構規則上の懲戒処分として行うものではない。

第8章 守秘義務

(委員等の義務)

第33条 各委員会の委員、相談員及び調整委員は、任期中及び退任後においても任務において知り得た事項について他に漏らしてはならない。

- 2 各委員会の委員、相談員及び調整委員は、当事者の名誉、プライバシー等の人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

第9章 雑則

(事務)

第34条 機構委員会、機構調停委員会及び機構調査委員会の事務担当は、総務課とする。
各機関に設置する防止委員会、調停委員会及び調査委員会の事務担当は、各機関の長が別に定める。

第10章 その他

(その他)

第35条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、機構長または各機関の長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年7月7日から施行する。
- 2 大学共同利用機関法人人間文化研究機構セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の運用については廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和2年9月14日から施行する。